

亀山市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

栄町自治会

2 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行う事に依り、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- 1 美化・清掃等区域内の環境の整備をする。
- 2 回覧物・配布物等区域内会員相互の連携をとり親睦を図る。
- 3 区域住民の健康増進及び福祉向上を図る為の諸行事を執り行う。
- 4 不動産の維持管理及び運用を図る。

変更後 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- 1 美化・清掃等区域内の環境の整備をする
- 2 回覧物・配布物等区域内会員相互の連携を取り親睦を図る
- 3 区域住民の健康増進及び福祉向上を図る為の諸行事を執り行う
- 4 不動産の維持管理及び運用を図る

区域

変更前 亀山市栄町字萩野地区全域、同柴戸地区全域、同上西野地区全域、亀山市和田町字西野地区の一部、同安場地区、奥安場地区の一部、亀山市川合町字芝野地区の一部、同狐田地区の一部、亀山市椿世町字西松地区の一部

変更後 亀山市栄町字萩野地区全域、同柴戸地区全域、同上西野地区全域、亀山市和田町字西野地区の一部、同安場地区、奥安場地区の一部、亀山市川合町字芝野地区の一部、同狐田地区の一部

3 変更の年月日

令和8年4月19日

4 変更の理由

自治会運営の実情と合わせるとともに適正な運用を図るため